

日給 貳円毛錢 未滿 以上

壹割増給

二 解雇手當増額ノ件

現工場長才花田解雇手當同等割合ニ支給ノ事

三 自己退職手當制定ノ件

前項ノ解雇手當三分ノ二ヲ支給ノ事

四 臨時休業及ビ命休ノ際ニ対スル日給支給ノ件

日給十分ノ八支給ノ事

右要求候也

大正十三年五月廿一日

因島工場従業員

株式會社大阪鐵工所因島工場御中

委任状 (寫)

該要求ニ対スル交渉ノ權限ヲ凡記六名ニ委任矣也

近藤武一 松若曾吉 中山直常 杉田長太郎 山本繁榮 富川島一

大正十三年五月二十一日

因島工場従業員

株式會社大阪鐵工所因島工場御中

西牧氏 此書類ニ依テ或ハ刑事上ノ問題マ有ルカモ知レぬ 印ヲ取ると言フ上ハ如何なる

事カ勃発スルカモ知レぬカ夫レハ承知シテ居ル也

近藤氏 代表ト立ッた上ハ覺悟ハして居る。

山崎氏 記名トシ稱印等捺してあるのみあるが決して自分ハそんな事して居ないと言つて

る者モ實際あるそうだが此判の無いのも承知して居るんだね。

近藤氏 判を捺して無いのは消します。

西牧氏 君達は此記名調印は何處で取つて廻つたのか、工場内で就業中に取つて廻つたの

じやないか

代表者 大概外で取りましたが多勢の事だから中には工場で取つたものもあるかも知れませんが

西牧氏 日給は嘆願の次才もあり大体の意味は判つて居るが三割ニ割一割とあつて